

水道料金のお支払い方法

水道料金は、2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づき料金を算出・請求します。

口座振替

お客様の預(貯)金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。お申込みは、「預(貯)金通帳」、通帳にご使用の「印鑑」をご用意いただき、口座振替を希望する市内の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口でお申込みください。口座を変更される場合も、同様に変更後の口座をお持ちの金融機関でお手続きください。

納入通知書

納入通知書で市内に店舗のある金融機関(常陽銀行、筑波銀行、ゆうちょ銀行は除く)、コンビニエンスストア、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。また、各種スマートフォンアプリで納入通知書にあるバーコードを読み取ることで、ご自宅などから24時間いつでもお支払いが可能なスマホ決済もあります。

※スマホ決済は、令和5年7月以降に発行された納入通知書からご利用可能です。それ以前の納入通知書は利用できませんのでご注意ください。

利用可能な決済アプリ



スマホ決済の注意

- ① **領収書は発行されません!** 納付の履歴はアプリにてご確認ください。
- ② スマホ決済後は納入通知書にメモをするなど、**二重に納付をしないよう**お願いします。
- ③ アプリの利用方法、決済可能金額、ポイント付与等に関しましては、アプリごとに異なりますので、各アプリ会社にお問い合わせください。
- ④ 納付情報の反映に時間がかかり、納付証明書をすぐに発行することができません。
お急ぎの場合は、水道料金センター又は納付書に記載の金融機関で納付してください。
- ⑤ 次の納入通知書では納付することができません。
 - ・一枚の金額が30万円を超える納入通知書
 - ・バーコードが印字されていない納入通知書
 - ・破損や汚損などでバーコード情報が読み取れない納入通知書
 - ・金額を訂正している納入通知書

◆お問い合わせ 水道料金センター ☎0479-30-3131